

## ■ 今月のポイント

## 社会保険の法改正等について ⑧



「ストレスチェック」実施によって、労働者のメンタル不調を未然に防ぎましょう !!

2028年までに、全事業所がストレスチェック義務化となります。



## ストレスチェック実施について

## ストレスチェックとは？

**毎年1回**、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。



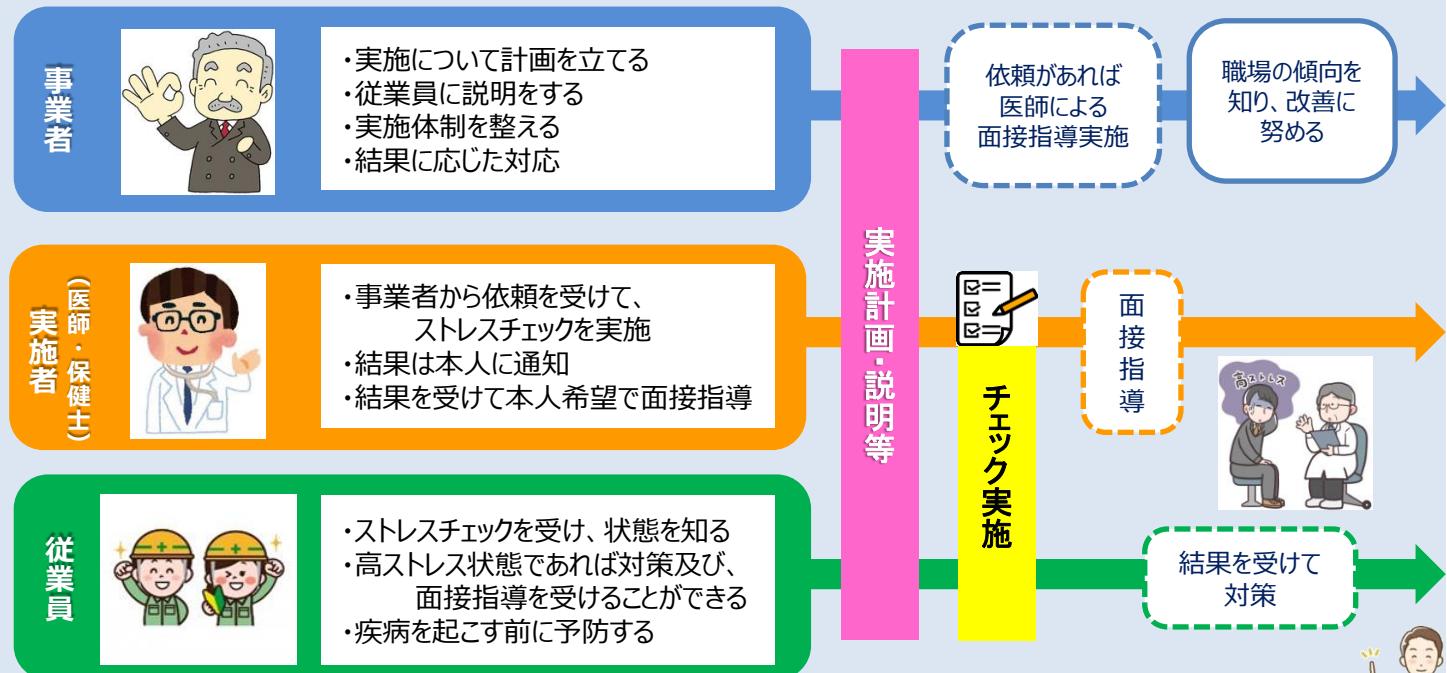
## 実施対象の事業所は？

- ・**50名以上**の労働者を使用する事業場 → ストレスチェック実施は義務
- ・**50名未満**の労働者を使用する事業場 → ストレスチェック実施は最長で2028年5月までに義務化計画的に導入を検討しましょう！

## ストレスチェックの目的は？

- ・自分のストレスの状態を知ることで、ストレスを溜めすぎないように対処
  - ・ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらう
  - ・職場の改善に繋げる
- 】 労働者のメンタル不調を未然に防止

## ストレスチェックの概要



※ ストレスチェックの詳細については、厚労省サイトでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei12/index.html>

◆ 次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！